

官報

号外 平成十一年三月三十日

○第四百四十五回 衆議院會議録 第二十七号

平成十一年三月三十日(火曜日)

午後一時 本會議

午後一時二分開議

○本日の會議に付した案件

電氣事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

電氣事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、電氣事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣と謝野馨君。

(國務大臣と謝野馨君登壇)

○國務大臣(與謝野馨君) 電氣事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が國經濟の體質を強化し、より一層の活性化を図っていくためには、我が國經濟全体の構造改革を進めていくことが不可欠であります。電氣事業及びガス事業におきましては、これまでの制度改正により、競争原理の導入等を図るため、規制緩和等の措置を講じてきたところであります。

しかしながら、我が國の經濟構造改革を進める上で、産業活動の基盤である電氣及びガスの供給については、安定供給等公益的課題の確保を前提とした上で、一層の事業の効率化が要請されているところであります。

こうしたことから、政府といたしましては、さらなる参入規制や料金規制等の見直しを行い、両事業の一層の効率化、電氣及びガスの使用者の利

益の一層の増進、ひいては、強靱で活力に満ちた日本經濟の実現を図ることを主な目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、電氣事業法の改正であります。その改正の第一点は、電力会社による独占供給が認められていた電氣の小売供給について、大口の需要家に対しては、電力会社以外の供給者による電氣の小売を可能とするものであります。その際、電力会社と新規参入者との競争を有効に働かせるために、電力会社が保有する送電ネットワークを新規参入者が利用するための、公正かつ公平なルールを整備いたします。

第二点は、自由化の対象とならない部門の料金規制について、現行の認可制から、料金の引き下げなど需要家の利益になるような場合には、届け出制による変更を可能とするものであります。また、料金メニューを多様化し、需要家の選択肢が拡大されるよう、選択メニューの設定が可能な要件を拡充いたします。

第三点は、電力会社が電氣事業以外の事業を行う際の許可制を廃止し、電氣事業に必要な設備を譲渡する際の許可制を届け出制とするものであります。

第二に、ガス事業法の改正であります。その改正の第一点は、平成六年の法改正により自由化された大口の需要家に対するガスの小売供給における競争を一層有効に働かせるため、通商産業大臣が指定する一般ガス事業者が保有する導管ネットワークを新規参入者が利用するための、公正かつ公平なルールを整備するものであります。

また、簡易ガス事業者が一般ガス事業者の供給区域内において事業を開始する際に意見を聞いていた地方ガス事業調整協議会を廃止いたします。

第二点は、現在認可制となっている一般ガス事業者及び簡易ガス事業者のガス料金につき、電氣事業と同様に、料金引き下げなど需要家の利益と

なるような場合には、届け出制による変更を可能とするものであります。また、選択メニューの設定が届け出により可能となるよう、選択約款制度を創設いたします。さらに、簡易ガス事業において、業務用等の大口需要家に対する料金を、当事者間の交渉が可能な料金といたします。

第三点は、電氣事業と同様に、ガス会社がガス事業以外の事業を行う際の許可制を廃止することとし、ガス工作物の変更を行う際の許可制を届け出制に変更するものであります。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

電氣事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。島津尚純君。

(島津尚純君登壇)
○島津尚純君 民主党の島津尚純でございます。党を代表させていただきます。ただいま議題となりました電氣事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について、総理及び関係大臣に質問をさせていただきます。と存じます。

まず初めに、電氣事業法の改正についてお尋ねをいたします。

人類は早くから電氣の存在に気づいてまいりましたが、実用化までには長い年月を要したのであります。紀元前六〇〇年ころ、ギリシャのターレスは、こはくを布でこすると糸くずや紙を吸い寄せの働きを発見しました。これが電氣の最初の発見と言われているのであります。米国のフランクリンが、雷が電氣であることを証明したのは一七五二年、平賀源内がエレキテルを発明したのは一七七六年であります。

しかし、電氣が我が國に本格的に普及したのは百年ほど前のこととあります。五日前の三月二十五日は電氣記念日に当たります。明治十一年のこ

の日、工部大学の講堂で行われた電信中央局開業祝賀会で、電池を使ったアーク灯が会場を照らし、会場は万雷の拍手に包まれたのであります。以来、電気の普及は急速に広まり、現代は電気なくしては成り立たない時代となっているのであります。

その意味で、エネルギー供給の根幹をなす電力分野の改革は、国民生活に重要な影響を及ぼすものであります。私たちは、経済的規制は原則撤廃すべきですが、雇用や国民の安全にかかわるセーフティネットは、今以上に充実させる必要があると考えています。

今回の改正案は、小売自由化の対象を、受電電圧二万ボルト、契約電力二千キロワット以上の大口需要者に限定したものであり、完全自由化ではなく部分自由化の内容となっているのであります。政府としては、将来的には大胆な競争自由化を進める意向だが、当面は部分的なものにとどめただけであるのか、それとも、競争促進とユニバーサルサービス、エネルギーセキュリティ、環境保全などの公益的課題とを両立させようとする哲学、理念に基づいてこのような改正としたのか、総理及び通産大臣に明らかにしていただきたいと思うのであります。

法案には、施行後三年を経過した後、法律の実施状況を踏まえて検討を加え、必要な措置を講じると記されています。政府は、法律施行後三年間に、電気事業の持つ公益的役割が大きく変わることに、あるいは政府自身の基本認識を変えることを想定しているのでしょうか。

経済社会の高齢化、情報化、国際化の進展に応じて、国民はより快適で豊かな生活を求めています。こうしたニーズにもこたえるべき電力供給体制のあり方をいかに考えておられるのか。さらには、OECDの規制緩和報告書にあるように、発電、送電、配電をばらばらにして、英国のようにプール制度を最終的に導入する意向があるのか。以上の諸点につきまして、総理及び通産大臣

の明快なる御所見を求めるとであります。

電気事業の自由化につきましては、諸外国の事例も十分検討しなければならぬと考えています。

昨年の二月になりますが、ニュージーランドのオークランド市の中心部において、二カ月にもわたる大停電が発生しました。時期を同じくして、オーストラリアのクイーンズランド州においても、発電所がほぼ同時に四方所事故を起こして、輪番停電を余儀なくさせるという事態に陥ったのであります。

特にオークランド市の事故は、我が国でいうならば、東京のビジネスの中心地である大手町が全域停電する事故に匹敵しました。長期にわたる停電であったために、オフィスは郊外に避難をし、日本の領事館もホテルを利用せざるを得なかったのであります。この事故は、国家財政にも多大な負担を強いるものになったのであります。

昨年十月、私は、機会あって、民主党の同僚議員とニュージーランド、オーストラリアを訪問いたしました。現地の消費者団体の方々、大学の教授、事故現場で復旧作業に当たった労働者の方々にお話を伺ってまいりました。ニュージーランドは、労働党政権が着手した大胆な経済改革をきっかけに経済活力を取り戻した国であり、この点は高く評価できるわけですが、部門によって、雇用喪失、労働条件の悪化や、社会不安の増大も生じていることが明確になったのであります。

オークランドの停電事故については、自由化による競争促進で、保守委員も整理をされ、設備投資も十分でなかった結果、起こるべくして起こったと現地の関係者は述べていました。この事故は、オーストラリアの電力会社に要員、機材ともに応援を頼まざるを得なかったと聞いております。

以上の事例が示すように、電気事業の自由化を進めていくと、雇用確保や事故への対処などで、デメリットも生じる可能性が高いと言えるのであ

ります。政府は、こうした事態を十分想定して、しかるべき対策を講じるのか、それとも、後は野となれ山となれといった姿勢をとっていかれるのか、総理及び通産大臣の答弁を求めるとであります。

さて、我が国の電力の品質は極めて高い水準を保っています。家庭にまで、世界がうらやむほどの安定した電気が供給されていることは紛れもない事実であります。電気事業の自由化を推し進めていくことは、安かろう悪かろうの電気をつくる土壌を確立することにも通じてるのであります。

高い品質の電気に支えられた産業も多くあります。高い品質の電気に支えられた産業も多くあります。高い品質の電気に支えられた産業も多くあります。高い品質の電気に支えられた産業も多くあります。

次に、ガス事業法の改正についてお尋ねをいたします。ガス事業におきましても、今般、大口小売の自由化を一層促進するため、大口の範囲を二百立方メートルから百万立方メートルに拡大するとともに、電気事業と並んで料金引き下げ時の届け出制を導入するなどの規制緩和策が盛り込まれております。こうした改革によって、安全性追求、安定供給確保など、公益性が大きく損なわれることはないのか、雇用不安を拡大させることはないのか、総理及び通産大臣にお伺いをいたしたいと存じます。

他方で、クリーンなエネルギー源としての天然ガスを普及させる努力が求められているのであります。欧州では、幹線のパイプラインが八十万キロ、米国では四十四万キロありますが、我が国を初めとするアジアは、国際パイプライン網が発達していません。本格的な天然ガスの普及を目指すならば、国内幹線パイプラインの実現が不可

欠であります。民間の活力をできるだけ生かして事業を推進するための施策を講じるべきであると考えますが、政府の取り組みについて、通産大臣の御見解を求めるとであります。

最後に、エネルギー政策にかかわる政府の基本姿勢について、質問をいたしたいと存じます。我が国は、七〇年代の石油危機に際して、パニックに陥り、狂乱物価、深刻かつ長期にわたる不況を経験しました。官民ともに、必死で産業構造の転換、省エネルギーなどに取り組み、危機を脱したのであります。しかし、今や、原油はだぶつき、価格も下落傾向にあることも関係してか、エネルギーについての国民の危機感、年月を経るにつれて希薄になってきているのであります。

今、三十代の後半よりも若い世代は、石油危機という言葉を知らないようであります。我が党の羽田幹事長が夏になると着る半そでの背広が省エネルギーであることも、若い人は御存じないようであります。

石油危機当時、大きな課題として指摘された石油の中東依存からの脱却は、達成されないばかりか、今や石油危機直前よりも依存度は高くなっており、依然として我が国のエネルギー基盤は極めて脆弱なものになっています。何か事あれば、我が国が再び重大な危機に直面する可能性が高いにもかかわらず、政府は明確な戦略を持ってエネルギー問題に取り組んでいる印象が伝わってこないものであります。

他方で、地球環境保全の点からも、エネルギー問題は重要な意味を持つようになりました。地球温暖化防止京都会議の、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、我が国は相当な努力をしなければならずであります。日本で排出される二酸化炭素の約九割は、エネルギー利用によるものであります。エネルギー需給両面にわたる抜本的な対策が求められます。地球温暖化防止、経済成長、エネルギー需給安定化の確保の三つの課題を同時に達成する、バラ

ンスのとれた総合的な対策が不可欠であり、内閣が一体となって取り組むべき課題であると存するものであります。政府は、いかなる基本姿勢を持ってこのエネルギー政策を遂行するのか、最後に総理にお尋ねして、私の質問を終わらせていただく次第であります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 島津尚純議員にお答え申し上げます。

島津議員から、エネルギー問題につきまして、深い御見識と、ニュージールランドやオーストラリアでの現地視察を踏まえまして、御質問をいただきました。

そこで、まず、今回の電気事業法改正案の哲学、理念についてお尋ねでありましたが、今回の電気事業の制度改革は、質量両面にわたる安定供給の実現や、環境保全などの公益的課題の確保を前提とした上で、競争の導入によって電気事業の一層の効率化を進めることを目的とするものでございます。

三年後の検討についてお尋ねがありましたが、今回の制度改革は、産業活動や国民生活に大きな影響のあるものであることから、電気事業の公益的役割を前提に、国民のニーズにこたえる電力の供給体制を構築するという視点に立つて、制度実施後三年を目途に客観的に見直しを行うことといたしております。その際、公益的課題への影響や、海外の自由化の動向を十分に評価し、これを踏まえ、いわゆるブルー市場の創設等につきまして再検討することといたしております。

ニュージールランドの停電を一つの教訓として、電気事業の自由化に伴うデメリットについてはお尋ねがありました。

この点につきましては、電力会社がネットワークの維持や管理に必要なコストの適正な回収を認めることや、新規の参入者が電力会社の一定の指示に従うことなどの対応によりまして、ネットワークにかかわる事故の防止を図るなど、安定供給の確保を図ることといたしております。

給の確保を図ることといたしております。

今回のガス事業の改革による公益性や雇用の安定性への影響についてお尋ねですが、今回の制度改革におきましても、ガスの安全性や安定供給の確保を前提といたしております。また、このために必要な人員の確保や、新たな事業機会の活用等によりまして、雇用不安を拡大させることにはならないと考えております。

最後に、エネルギー政策の基本姿勢についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、我が国のエネルギー政策の基本的な視点は、経済成長、エネルギーセキュリティの確保及び環境保全の三者の同時達成であります。このため、制度改革によるエネルギーコストの低減を図るとともに、省エネルギーや原子力や新エネルギーの開発利用等を推進すべく、総合エネルギー対策推進関係会議等を通じて、政府一体となった対策を講じてまいり所存でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇)
○国務大臣(与謝野馨君) 島津議員にお答え申し上げます。

今回の電気事業法改正案の全体の方針についての御質問でございますが、電気は、産業、経済活動の基盤的な財であることから、電気事業に対しては、低廉な供給のための効率化という常に変わらない要請に加えて、ユニバーサルサービスの達成、供給信頼度の維持、エネルギーセキュリティの確保や環境保全などの公益的課題への対応が要請されております。今回の制度設計に当たっても、このような公益的課題の確保を図りつつ、一層の効率化の要請にこたえることを基本的な考え方としております。

次に、三年後の検討についての御質問でございますが、電気事業の公益的役割が大きく変わるかどうかという御質問については、三年後の検証の時点において、

おいても、電気事業の持つ公益的役割は変わらないものと考えており、公益的課題への影響の有無は、三年後の検証においても重要な視点であると考えます。

国民のニーズにこたえるべき電力供給体制のあり方をどう考えるかという御質問については、今回の部分自由化が国民のニーズにどのように応じているかを見きわめることも、三年後の検証における重要な視点であると考えます。

いわゆるブルー市場の創設については、電気事業審議会において十分に御検討いただいた結果、将来の検討課題とすることとし、三年後の検証において、海外の自由化動向や公益的課題への影響を見きわめた上で、客観的に検討することとしております。

次に、ニュージールランドの停電を例とした対策についての御質問でございますが、制度改革後においても電力の安定供給を確保すべきことはもちろんのことであり、その観点から、特にネットワークにかかわる事故をいかに防止するかが重要であると考えております。

具体的には、新規参入者が電力会社のネットワークを利用するに当たっての託送料金について、電力会社が、ネットワークの維持管理に必要な保守要員、設備投資等のコストを適正に回収すべきこととしております。また、新規参入者が電力会社のネットワークを利用する際に、系統安定のための電力会社による一定の指示に、新規参入者が従うこととしております。

次に、電気事業の自由化が、電気の品質等の面で、利用者に覚悟や不便さを強いることになるのではないかと御指摘でございますが、今申し上げたとおり、利用者のニーズにこたえつつ、電気事業の効率化を図ることが可能であると考えております。

ただし、電気は、産業活動、国民生活に密接にかかわる財であり、今回の制度改革実施後も、そ

の成果を人念に見きわめる必要があることから、供給信頼度の維持を初めとして、公益的課題への影響を含めて、制度実施後三年を目途にレビューを行いたいと考えております。

次に、今回のガス事業改革により、安全性追求、安定供給確保など、公益性や雇用の安定性が損なわれることはないのかとの御質問ですが、今回の制度改革の趣旨は、需要家利益の増進であり、安全性や安定供給の確保を図りつつ、一層の効率化の要請にこたえることとしております。

また、こうした公益性を実現するため、必要な人員が確保されとともに、今回の制度改革を契機として、需要家ニーズに対応した新たな事業機会が創出され、事業者がこれを活用し、前向きな経営を行うことにより、雇用不安を拡大させることはないと考えております。

なお、ガス事業改革についても、安全性や安定供給等、さまざまな課題への影響を含め、制度実施後三年を目途にレビューを行いたいと考えております。

次に、国内幹線パイプラインの実現についての御質問ですが、国内の天然ガスパイプラインの整備は、LNG基地の立地制約の克服や、天然ガスの地域間の需給ギャップの解消を図る有力な手段の一つと認識しております。

当省といたしましては、パイプライン等の天然ガスの供給基盤の整備に当たっては、原料ガスの供給者、需要家等の関係事業者によるコンセンサスの形成が、まずもって必要不可欠であると認識しており、関係事業者による、経済性、広域利用可能性、供給安定性等の幅広い観点での検討がなされることを期待しております。

以上です。(拍手)

○議長(伊藤栄一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

(議長退席、副議長着席)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(渡部恒三君) この際、内閣提出、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣と謝野馨君。

(内閣大臣と謝野馨君登壇)

○國務大臣(与謝野馨君) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現代では、日常生活や経済活動に用いられている化学物質が数万種類に及ぶと言われており、近年では、毎年約三百種類の新規の化学物質が開発、販売されております。一方、化学物質の中には、人の健康や動植物の生息などに有害な性状のあるものもあり、特に近年、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類等の環境への排出に関する社会的な関心が高まっており、化学物質への対策の強化が政府の急務となっております。

こうした現下の状況に対応するためには、有害性がある化学物質について、環境への排出規制や製造、使用規制を中心とする従来の対策に加え、化学物質の管理の改善を促進するとともに、環境保全の一層の推進を図るための新たな制度の導入が必要であります。

このように、化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するという考え方は、平成八年のOECD勧告等に見られるように、国際的にも共通の認識となり、主要先進国で実施され始めています。我が国としても、国際的協調の動向に配慮しつつ、施策を進めることが必要となっております。

そのため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進を図ることを内容とする本法律案を提案した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障の未然防止を図ることを目的とするとともに、国が定める化学物質管理指針に留意して、特定の化学物質の取り扱い等に係る管理を行うこと等を事業者の責務とし、国及び地方公共団体は、事業者に対する技術的助言、必要な人材の育成等の措置を講ずることとしております。

第二に、事業者はその事業活動に伴う特定の化学物質の排出量の把握等及び国への届け出を義務づけるとともに、国は、その届け出られた事項について集計し、集計結果を公表することとしております。さらに、個別事業所の排出量等の情報につきましても、営業秘密を確保しつつ、国民の請求に応じて開示することとしております。

また、届け出義務を課さない中小の事業者、家庭等からの排出量につきましても、国が当該排出量を算出、集計し、その集計結果を事業者から届け出られた排出量等とあわせて公表することとしております。

第三に、事業者は、特定の化学物質等を譲渡し、または提供する場合、その相手方に対して、当該化学物質等の性状及び取り扱いに関する情報を提供しなければならないこととしております。このほか、国による調査の実施、必要な罰則等に関し、所要の規定を設けることとしております。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(渡部恒三君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。佐藤謙一郎君。

(佐藤謙一郎君登壇)

○佐藤謙一郎君 民主党の佐藤謙一郎でございます。私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対して、総理並びに環境庁長官に質問をさせていただきます。

私がPRTTR制度を知ったのは、今から数年前、インターネットを習ったところでした。インターネットの画面をクリックしていただければ私の目の前に、アメリカ全土の地図が映し出されました。そして、アリゾナ州、アトランダムに選び出した人口わずか数千人の町。しかし、その町にある化学工場や事業所で、どれだけの化学物質が製造され、保管され、廃棄されているか、一目で見る事ができたのです。

そして、環境を汚染する物質が空気や水質、土壌にどれだけ影響を及ぼしているか、何の障害もなく遠く離れた日本の画面に映し出されていたのです。全世界どこからでも、情報がだれかれの隔てなく手にできる。どの工場からどんな化学物質がどれだけ排出されているか、直ちに知る事ができる。その情報をもとに住民、自治体、国、事業者、NGOのリスクコミュニケーションが可能になる。私はそのとき、さわやかな興奮を覚えたものでした。

もともとPRTTR制度は、今から二十五年前、オランダで、企業が有害化学物質について自主報告を始めたのがスタートでした。その後、一九八六年にアメリカで発展し、EPCRAという法律によって規定された、住民の知る権利を確保するTRIR制度として導入されました。そして、英国、カナダ、オランダ、フランス、韓国が後に続いたのです。

さらに、一九九二年のリオ・サミット、アジアングダ21を経て、翌九三年、国連からの要請を受けたOECDが取り組みを開始しました。このOECDで、PRTTR制度は次のように定義されました。

た。さまざまな排出源から環境中に排出または移動される潜在的に有害な汚染物質を登録する制度と。

その後、九六年、OECDは、国民各層が情報を共有してリスク削減を行うとした公開原則を柱に、各国に最も適した形で導入が図られるべきとの理事會勧告を発表し、一九九九年、すなわち、ことしの二月までに加盟各国に導入状況を報告すべきとの認識を示したのです。

このように、PRTTR制度は、紛れもなく、環境における情報公開法といった趣の法律制度なのです。

私は、このたびの法律をべつとして、啞然としました。行政の欺瞞と思いがりに満ち満ちていたからです。まさに通産省主導のこの法案は、我々国民の健康と安全を犠牲にしても企業秘密を守ろうとする、およそ世界の流れに逆行する古典的なものだったからです。PRTTR後発国にかかわらず、最も世界でおくれた内容に成り下がっていたのです。

私が最初の疑念を感じたのは、昨年末、通産省がこの問題を既存の法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法の一部改正でお茶を濁そうとしたときでした。

国と企業が情報を管理し、国民や自治体への情報は二の次にする。行政が常に企業の側に立つて、不都合なものは官僚の裁量によって非開示にする。隠そうとするのは、行政の今までの体質としてわかりませんが、それを拒絶、否定するのが政治の役割ではないでしょうか。

総理にまず問います。情報はだれのものかという事です。昨年九月、東京で行われたOECD国際会議でも、住民の知る権利の構築が強調されました。果たしてこのPRTTR制度が、企業の側の管理対策としてつくられるのか、国民と生態系の安全、健康、環境対策としてつくられるのか、どちらなのかを質問させていただきます。

次に、この法案がOECDの勧告や原則をいかに無視しているかを中心に、論を進めていきたいと思ひます。

まず、法案制定過程の不透明さです。

OECDの勧告によれば、PRTTシステムを構築する際、その実施や運営のみならず、構築の段階、それも、全過程で透明かつ客観的であるべきであると考えられております。ところが、本法案は、極めて不透明な省庁間交渉を通じて策定されてきました。政府は、審議会で国民の意見を聞き、透明性を確保したと答えるでしょうが、昨年十一月に中央環境審議会が中間答申を取りまとめた以降は、閣議決定されるまで全く非公開の状態でした。

総理は、この法案策定過程が、OECDの勧告どおり、全過程において透明かつ客観的であるとのお考えでおりますか。私は不透明きわまりないと思つておりますが、少しでも透明性を確保するために、昨年十一月から法案が閣議決定に至るまでの過程を、今からでもすべて公開するべきであると考えていますか、いかがでしょうか。明確にお答えください。

さらに、この法案について各省庁間で覚書が交わされているのでしたら、もし覚書のようなものがあるのであれば、速やかに公開するべきであると考えますが、いかがでしょうか。総理の明快な答弁を求めます。

また、OECDの原則では、目標、目的の必要性を最もよく満足するメカニズムについて、関係関連団体と合意するべきであるとされています。利害関係者とは、産業界、地方自治体、市民団体、政府が保有する設備などの関係者等を指すわけですが、今回の法案作成の際に、利害関係者と合意がなされたという認識をお持ちでしょうか。

この点についても、審議会でも取りまとめが行われたことをもって合意がなされたと言ひ逃れるつもりなのでしょうか、その後の市民団体等のコメントを見る限り、それは通用しません。

例えば、広範かつ各方面で活動中の市民や市民団体から構成されているPRTT市民会議は、国会はこのような案は廃案とすべきだとまでコメントしております。また、地方自治体職員の労働組合である自治労も、幾つかの問題点を指摘し、意見反映に努めてきました。しかしながら、内容的には、それらがほとんど盛り込まれていないとのコメントを発表しています。

それでも、もし合意したというのであれば、いづつ、どの利害関係者と、どのような合意を得たのか、具体的に教えてください。また、私が指摘させていたいただいた市民や労働組合の声について、どのように考えておられるのか、あわせてお答えください。

次に、情報公開のシステムについての疑問であります。

この法案では有料による請求開示方式となっているのですが、OECDの原則によれば、PRTTの結果を、すべての関係関連団体が、適切な時期に、かつ定期的に入手できるようにすべきであるとされています。情報を公開し、社会的モニタリングに任せる、すなわち、より多くの市民がそれぞれ情報をチェックし合うことがPRTT制度の意義であり、それをしなければ、単に報告義務というコストだけを企業に負わせ、実益を生まない制度になりかねません。

OECDのガイダンスマニュアルによれば、PRTTの結果をすべての閲覧者へ入手、利用可能にし、かつ入手にかかる費用をすべての人が払える額にすることをされています。この点に配慮しない制度では、PRTT制度の目的を達成できません。請求の煩雑さやコストをどのように考えているのか、特に全対象事業者のデータを請求した場合にそのコストはどの程度になると予想されるのか、明確にお答えください。

ちなみに、請求ベースで有料化を図らず、インターネットでも入手可能なアメリカの連邦政府で、八百万ドル等、データベースで一人当たりア

メリカで〇・〇三ドルから〇・〇七ドルと、極めて安価な数字が出ています。

次に、OECD原則によれば、すべてのPRTTシステムは、実施途中の評価を可能にし、必要性の変化に応じて関係関連団体による変更が可能で柔軟性を持つべきであるとされているにもかかわらず、本法案の検討事項は、ほとんどすべての法案に便宜的に置かれている検討事項と全く同じであり、実施途中の評価や変更への柔軟性が感じられないという疑問であります。

OECDがわざわざ原則として指摘している以上、法案の中で、評価や柔軟な対応についての規定を設けるべきであると考えますが、なぜ特別な規定を置いていないのか、明快に答弁いただきたいと思ひます。

総理に対する最後の質問は、相も変わらぬ縦割り行政の弊害、すなわち業所管省庁が規制官庁となることのおかしさについてであります。化学物質の排出量等の届け出先も業所管大臣、企業秘密に該当するかどうかの判定も業所管大臣が行うこととなっております。業所管省庁がいかに都合の悪いことを隠へいするか、その実例を一つだけ指摘します。

現在、ダイオキシン類による環境汚染が問題になっており、特に廃棄物処理施設からの排出が全国各地で深刻さを増しています。我が党も、ダイオキシン類汚染対策緊急措置法を提案し、住民参加と情報公開によって、一日も早く住民の健康と安全が確保されるよう努力しているところでありますが、日本におけるダイオキシン類環境放出量の大部分が、PCCやCNPといった水田除草剤であることが近年明らかになりました。

横浜国立大学環境科学センターの益永氏の研究によれば、一九五五年から九五五年までのPCCとCNPによるダイオキシン類環境放出量は、全体の七五％程度を占めると推測され、実に都市ごみ焼却や産業廃棄物焼却の五倍に当たるといふことです。しかも、九四年までは、CNPに毒性

のあるダイオキシンは含まれていないということ

で製造され、水田に散布され続けていました。これも、業所管省庁と規制官庁が同じであることから起こった悲劇です。このような過去の過ちを反省することなく、お手盛り行政を続ける理由は何なのでしょう。欧米先進国におけるPRTTは、環境所管省庁が一元的に行うのが常識であると言ひられています。それが一体何が問題なのか、明確にお答えをお願いいたします。

次に、環境庁長官に、数点にわたって伺ひをいたします。

環境庁が行ったPRTTパイロット事業から得た成果が、この法案では全く生かされていないという点です。

パイロット事業は、新しい制度をスムーズに導入すべく、全国に先駆けて愛知県と神奈川県で千八百企業を対象に行つたOECD勧告に基づく事業で、多くの事業者がこれら自治体にさまざまな問い合わせをし、聞き取ります。それに対して自治体がきめ細かな指導や助言などを行つた結果、ある程度の報告を得ることができたというものです。この事実から、化学物質についての知識や技術が乏しい非製造業や中小製造業者等については、適切なPRTTの報告の仕方や、有害化学物質管理ができるよう配慮が必要であると思ひられます。

国がデータを集めても、きめ細かな指導ができず、報告される数値の正確性が担保されない危険性があります。そうなれば、せっかくの法律が、単に業所管庁が権限を広げ、大企業だけが環境配慮をしたという、PRTTならぬ大企業PRに終わり、制度そのものの意味が失われてしまう可能性が高いと考えられます。

環境庁のパイロット事業では、排出情報の報告先は各県市の長とされており、地方自治体の重要性が認識されたと思ひますが、どうして今回の法案では、提出先は国となつたのでしょうか。パイロット事業で地方自治体を提出先にして、何か

不都合があったのでしょうか。不都合があったのであれば、具体的にそれを示してください。

また、このような報告先の変更を行うことは、パイロット事業を実施した神奈川県や愛知県などの自治体に対して大変失礼であると思いますが、いかがでしょうか。環境庁長官の明確な答弁をお願いいたします。

さらに、パイロット事業の評価結果においては、生殖毒性には内分泌攪乱作用も加えて検討することが適当であるとされており、科学的知見が明らかになってからは手おくれであり、この法律は登録した化学物質を規制するための法律ではないのですから、登録をしておいて、人体や生態系に影響がないとわかった時点で、登録から外すことができるわけであり、積極的にできるだけ多くの物質を入れ込んでいくべきだと思いますが、環境庁長官、いかがでしょうか。

また、オゾン層破壊物質は対象に含めておきながら、温室効果ガスを対象から除外するなど、恣意的とも思われる除外が行われているのはなぜなのかを、あわせてお伺いいたします。さらに、PRTTR制度はデータの正確さが命です。それが担保されなければ意味がないにもかかわらず、中小事業所等への助言、指導、悪質な者への勧告、立ち入りなどを行う権限の規定がないので、報告しなかったり、誤った報告が行われても、何も対処できないという指摘が専門家からなされており、これは、虚偽報告に対する罰則が設けられていても、虚偽かどうかを確かめることができないのではないのでしょうか。報告主体が提出した数値が正確であるかどうかを確認しようとしているのか、お答えをいただきたい

思います。

さらに、農業や自動車の排ガスなど、非点源での化学物質の排出量や移動量は行政が推計をすることになっておりますが、推計に必要な情報を関係業界や所管官庁が提供する義務が明記されておられません。これでは、信頼できる推計を行うことができず、制度そのものの意味が失われてしまう可能性があると考えられますが、どのようにして数値の正確性を担保しようとしているのか、お答えください。

このように、OECDの勧告、原則を無視し、環境庁が行ったパイロット事業の貴重な成果をむだにした今回の法案は、PRTTR制度と呼ぶのも恥ずかしい内容であり、今後の審議を通じて、さらなる問題点を浮き彫りにしていきたいと思っております。

日本は七〇年代の公害国会で、汚染への規制を厳しくし、環境技術を磨きました。我々は、今公害国会を環境国会として再起させ、二十一世紀にふさわしい法律群を整備していく必要があります。企業と市民がリスクを共有し、そのために地域から一緒に立ち上がる時代、そんな時代にふさわしい市民の側に立ったPRTTR制度の実現に向けて、党内、各党との議論を深めていくことを、こにお誓いして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 佐藤謙一郎議員にお答え申し上げます。

佐藤議員から、本法案の作成過程、法案の内容につきまして厳しい御指摘がございました。そこで、まず、本制度で把握され、提供される情報に

ついてお尋ねであります。国民、事業者、地方公共団体、国が、それぞれの立場で利用できるものと考えております。

また、PRTTR制度の趣旨、目的についてのお尋ねですが、化学物質の問題につきましては、国民の健康や生態系への影響を防止する観点から、重要な問題と認識いたしております。このため、有害な化学物質の環境への排出量の把握、集計、公表等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、本法案を提案いたしましたものであります。

法案の作成過程の透明性、客観性の確保についてお尋ねですが、本法案の作成に先立つ審議会の審議を公開するとともに、国民意見を募集し、透明性、客観性の確保を図りました。これらを踏まえて、政府部内で法制化の作業を行ってまいりましたが、今後、国会審議を尽くしていただく中で、法案の考え方等について、国民の皆様から十分御理解をいただきたいと考えております。なお、各省間の覚書の開示につきましては、各省庁間において検討させたいと思っております。

市民団体を含む利害関係者との合意についてであります。法案の作成に当たりまして、審議会への労働組合等を含めた幅広い分野から審議会委員に参加いただき、市民団体を初め参考人から意見を聴取するなど、各方面のさまざまな御意見を踏まえているものと認識いたしております。今後とも、関係方面の御理解をいただけるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、開示請求のコスト等についてお尋ねでありましたが、本法案では、個別事業所のデータを

電子情報のファイルとすることにより、請求に際した開示の迅速化及びコストの低減化を図るとともに、請求の手続も簡便にいたしております。手数料の額につきましては、全事業者のデータを請求した場合を含めて、現時点では具体的に申し上げることは困難であります。実費の範囲内で、可能な限り請求者の利便を勘案して定めたいと考えております。

PRTTR制度の評価や柔軟な対応についての特別な規定に関するお尋ねであります。本法案では、OECDの勧告を踏まえ、また我が国の他法令における例を参考にしながら、附則第三条において御指摘の趣旨を明記することとしたものであります。

PRTTR制度を担当する省庁の体制についてのお尋ねがありました。

PRTTRに関する制度は国により異なりますが、本法案では、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨としており、その考え方に基づき、政府全体で取り組む体制としたところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣真鍋賢二君登壇)

○国務大臣(真鍋賢二君) 佐藤謙一郎先生にお答えを申し上げます。

PRTTRの届け出先についてのお尋ねでございますけれども、本法案において届け出先を国としているのは、事業者の排出量の届け出を全国統一的なルールで行い、集計の迅速かつ効率的な実施を確保し、無理なく継続的に実施できるようにす

るためであり、パイロット事業に問題があるというものではありません。

また、国が個別事業所ごとの排出量等のデータを電子情報とした上で、都道府県に提供し、地域のニーズに応じて活用しやすくしておるところであります。このようなことから、P R T R のパイロット事業の実施に協力いただいた地方自治体の御理解もいただけるものと考えております。

次に、対象物質について、できるだけ多くの物質を入れるべきでないかとお尋ねでございますけれども、環境庁としては、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ、化学物質の性状についての科学的知見の充実に努めるとともに、化学物質の安全性の評価に関する技術的手法の開発に努め、関係の審議会の意見を聞くことなどにより、対象物質の選定の段階から万全を期す所存であります。

次に、温室効果ガスを P R T R の対象化学物質にしない理由についてのお尋ねでございます。

温室効果ガスについては、地球温暖化対策推進法において、政府が我が国の総排出量を算出する制度、事業者が排出抑制計画等を策定し、その実施状況を公表するよう努める旨を規定しているところでございます。このように、地球温暖化物質については、その排出を把握し、それを抑制する体制が整備されているので、重ねてこれを P R T R の対象とする必要はないと考えておるところでございます。

最後に、P R T R の制度により届け出られた数値の正確性についてのお尋ねでございます。

排出量の算出方法を明確に定めること、事業者にわかりやすいマニュアルを作成すること等によ

り、届け出義務者の排出量の算出を支援してまいります。また、個別事業所のデータが開示され、他の事業者のデータと比較されることがあり得ることから、事業者においても、可能な限り算出の精度を上げる努力を行うものと考えております。

次に、届け出される排出量以外の排出量の推計の正確性の担保についてのお尋ねでございますけれども、統計資料などにより、可能な限り精度を高める努力をすることとしており、そのために必要な知見を有する関係行政機関の協力を得ることを明記しており、御指摘のような義務づけを行わなくても協力は得られるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 田端正広君。

○田端正広君(登壇) 田端正広でございます。

私は、公明党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案、いわゆる P R T R 法案について、小淵総理並びに関係大臣に質問いたします。

近年、化学物質による環境汚染問題は、かつてないほど大きな社会的関心を呼んでおります。ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン問題、電気電子工場から出るトリクロロエチレンなど有機溶剤による地下水の汚染や土壌汚染問題、生殖機能障害や悪性腫瘍等の疑いのある内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモン問題などが次々と顕在化してまいりました。

日本には五万種類、世界には十萬種類の化学物質があると云われていますが、これら化学物質に

よる環境汚染を未然に防止するため、我々、公明党・改革クラブも、昨年来、P R T R 法制度を政府に求めてきたところであります。

公害問題や環境被害では、日本には過去に幾多の苦い経験があります。水銀による水俣病を初め、カドミウムによるイタイイタイ病、P C B によるカネミ油症事件、さらには森永砒素ミルク事件など、多くの犠牲を伴いました。私たちは、これまでの教訓を踏まえ、今こそ、人類みずからつくり出した化学物質で人類が犠牲になるという、この悪循環を断ち切る必要があります。

小淵総理、あなたは国会冒頭の施政方針演説の中で、「ダイオキシンの排出削減、いわゆる環境ホルモン問題への取り組み、化学物質の管理の促進と環境保全のための新たな法的枠組みの整備を行います。自然を慈しみ、資源を大切に社会を築き、かがえのない地球を守るため、我が国がその先頭に立って取り組んでまいらなければならないと考えております。」と決意を述べられました。

したが、それだけに、この P R T R 制度を、二十世紀の環境行政の中核に据え、環境省の設置に伴って、国民の健康と自然の生態系を第一義として、公正に運用されるべきと考えますが、まず総理の御決意を伺います。

そこで、今、化学物質の中で一番健康被害が心配されている猛毒ダイオキシンについて伺います。

本日、政府においても、ダイオキシン対策推進基本指針を決定されたところでありますが、果たしてそれが安全が保てるのか、国民は大きな疑問を投げかけています。

状況にある埼玉県所沢市周辺の人々の不安がそれで解決するでしょうか。同じく、大阪・能勢町の豊能美化センターの元従業員血液からは、脂肪一グラム中、最高八百五ピコグラムという、一般人の四十倍の高濃度ダイオキシンが検出され、元従業員の二人が、ダイオキシン汚染が原因で労災を申請いたしました。

この一連のダイオキシン汚染問題は、緊急を要する課題であります。総理、ダイオキシンは、微量でも長期間摂取を続けると大変有害であり、一度体内に入れば、その量が半分になるのに七年半かかると言われています。この根本的な解決には、環境庁、厚生省の垣根を越えて、一日耐容摂取量、T D I を、W H O の提案では、体重一キロ当たり一ないし四ピコグラムとなっておりますが、最も厳しい基準一ピコグラムにしてはどうかと思いますが、所見を伺います。

次に、法案の中身について、関係大臣に質問いたします。

現在、膨大な種類の化学物質が世の中にはらんでいます。生態系や人間にとって有害性が判明している化学物質は、その数は限られています。潜在的な危険性を持つつつ、世の中で使われている状況にあると言えます。それだけに、化学物質の環境への排出量、移動量をしっかりと把握し、届け出て、それを国が公表することは、第一義的には、自然界に存在しなかつた化学物質をつくり出し、流通させた事業者が国民に対して負うべき義務だと考えます。

そこで、通産大臣に伺います。企業が排出情報を報告する先が、業界を所管する省庁となっております。つまり、通産、厚生、農

冒頭、田端議員から、私の施政方針演説を引用された上で、P R T R制度の公正な運用への決意についてお尋ねがございました。

化学物質の問題につきましては、国民の健康や生態系への影響を防止する観点から、極めて重要な問題と認識しております。このため、有害な化学物質の環境への排出量等の把握、集計、公表等によりまして、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するよう、本法案を適正に運用してまいりたいと存じます。

ダイオキシンについてお尋ねでありましたが、本日、関係閣僚会議におきまして、ダイオキシン対策推進基本指針を取りまとめたところであります。その中で、対策の基本となる耐容一日摂取量につきまして、W H Oの専門家会議の結果を踏まえて、環境庁及び厚生省の審議会が合同で、専門家による検討を進め、三カ月以内に結論を得ることとしたしておるところでございます。

本法案の運用に関し、事業者、国民、行政、それぞれの役割と責任についてお尋ねがございました。

本法案におきまして、政府がその適正な運用を図ることはもとより、事業者が化学物質の自主的な管理の改善を促進することといたしております。また、政府及び事業者から化学物質に関する情報の提供を受けること等により、化学物質の管理と環境保全について国民が理解を深めることを、強く期待いたしております。

最後に、化学物質のリスク管理の必要性についての発信についてのお尋ねがありました。O E C Dなどにおける国際的な連携のもと、科

学的知見の集積に努めるとともに、これを踏まえて取り組んでいくことが重要と考えております。今後とも、研究成果の情報交換などを通じ、国際的な連携に努めてまいります。御指摘をいただきました点、十分真剣に検討し、そして、努力をいたしてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇)

○国務大臣(与謝野馨君) 田端議員にお答え申し上げます。

まず第一に、企業秘密の判断を行う独立した審査機関を設置すべきとの御指摘でございます。

企業から報告された情報が営業上の秘密に当たるかどうかは、企業を取り巻く競争環境、技術状況等を熟知している事業所管大臣が判断することが適当であると考えております。また、その際の判断基準は、諸外国と同様の客観的なものであり、基準を厳格に適用して、独立した審査機関を設けずとも、公正な判断を行う考えであります。次に、企業秘密に当たる化学物質についての御質問がありました。

営業上の秘密の判断は、秘密の取り扱いを求める企業からの請求を受けて、不正競争防止法と同様の判断基準である秘密性、有用性、非公知性の三要件に照らして、個別事案ごとに厳格に行うこととしております。

営業秘密に当たる化学物質がどの程度の数か、あるいはどういう物質となるかを現時点で具体的に想定することは困難であります。我が国と同様の判断基準を採用している米国では、一九九五年の届け出数七万三千件のうち、営業秘密に限定

されたものはわずか十三件、すなわち〇・〇一八％にすぎず、我が国においても、営業秘密の件数が極端に多くなることはないと考えております。

次に、P R T R制度及びM S D S制度の対象事業者についての御質問がありました。

P R T R制度では、欧米と同様に、対象物質を一定量以上取り扱っている一定規模以上の事業者を対象とすることを考えております。また、M S D S制度においては、P R T R制度に比べて対象物質数は多くなりますが、当該物質及び当該物質を含有する一定の製品を他の事業者に譲渡または提供する事業者が対象となります。

また、M S D Sの流通段階における対応についてお尋ねがありました。

M S D S対象事業者は適正に情報を提供する義務がありますが、情報を受け取った側がM S D Sの読み違え等により化学物質を間違えて取り扱ったり、万一事故が生じた場合、関係する法律に抵触すれば、その法律により処理されるほか、民事上の問題として対応がなされるものと考えております。(拍手)

(国務大臣眞鍋賢二君登壇)

○国務大臣(眞鍋賢二君) 田端正広先生にお答えを申し上げます。

P R T R制度と既存法との連携強化についてのお尋ねでございます。

P R T R制度の実施は、多数の化学物質について、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止につながるものと考えております。また、P R T Rによって得られた排出量等の情報は、環境保全施策の企

画立案のために、重要な基礎的な情報として、大気汚染防止法など既存の各種法令に基づく規制等にも適切かつ効果的に活用できるよう実施してまいり所存でございます。

次に、地方自治体を排出量の届け出先としなかった理由と、本法案における地方自治体の役割に関するお尋ねでございます。

本法案においては、届け出を全国統一的なルールで行い、集計の迅速かつ効率的な実施を確保し、無理なく継続的に実施できるようにするため、国を届け出先とすることとしているものであります。また、本法案においては、国が個別事業所ごとの排出量等のデータを電子情報とした上で、都道府県に提供し、地域のニーズに応じて活用しやすくしております。さらに、国が行う調査に対する意見を述べること、事業者に対する技術的助言及び国民の理解の増進並びにそれらに必要な人材育成に努めることという、地方公共団体の役割も明確にしているところでございます。

次に、本法案における環境庁の役割及び通産省との分担についてのお尋ねでございます。

本法案においては、P R T R制度全体について、環境庁及び通産省が共同で運用することとしております。事業者の届け出る排出量等のデータが営業秘密に当たるか否かの判断は、事業者の届け出を受ける業所管大臣によって行われますが、環境庁長官は、必要であれば、営業秘密とされた情報について業所管大臣に説明を求めることができることとしております。環境庁としては、P R T R制度の運用全般にわたる主管省庁として、適切な運用に努めてまいり所存でございます。

次に、事業者から届け出られるもの以外の排出量の推計結果の活用について、法整備のあり方も含めてのお尋ねでございます。

その推計結果と届け出データをあわせて対象化学物質の排出量の全貌を把握し、その結果を見て、必要であれば、環境モニタリング調査や、人の健康等への影響の調査を総合的かつ効果的に行い、その成果を公表することとしたしております。また、届け出義務者以外の事業者も対象とした化学物質管理指針を定め、事業者による自主的な管理活動の改善の促進を図ることとしております。環境庁としては、関係各府庁とも連携しつつ、化学物質の排出源についての対策や、循環資源型社会の構築に向けても、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、対象物質の選定等に当たり、住民の意見を聴取できるよう配慮すべきではないかとお尋ねでございます。

本法案においては、P.R.T.Rの対象物質を政令で定めることとしており、この際には、政令で定める審議会の意見を聞くこととしたしております。また、規制の設定または改廃に係る意見提出手続、いわゆるパブリックコメントの手続でございますけれども、これに関する閣議決定が三月二十三日になされ、規制の設定または改廃に当たり、広く国民等の意見を把握し、これを考慮して意思決定を行う手続が定められましたので、対象物質を政令で定める際には、この閣議決定に従って対応する必要があると考えております。

次に、対象物質の選定を厳しく行うべきではないかとお尋ねでございますが、本法案の対象物質は、人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学

物質について、環境における存在状況等を勘案して政令で定めることとしております。

対象物質の選定は、化学物質の性状についての科学的知見及び化学物質の安全性の評価についての技術上の基準に関する内外の動向に十分配慮し、我が国における製造、輸入、使用、生成の状況等から見て、広く環境に存在すると認められるものについての確に行ってまいり所存であります。

最後に、対象物質の選定に関連して、後になって健康被害の疑念が生じたらどう対応するかとお尋ねでありました。

環境庁としては、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ、化学物質の性状についての科学的知見の充実に努めるとともに、化学物質の安全性の評価に関する技術手法の開発に努め、関係の審議会の意見を聞くことなどにより、対象物質の選定の段階から万全を期す所存であります。

なお、いわゆる環境ホルモンについては、現在、関係省庁が連携して科学的知見の充実に努めておりますので、これを踏まえて、必要な対応を検討する所存でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時三十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君
通商産業大臣 与謝野 馨君
國 務 大 臣 真鍋 賢二君

出席政府委員

環境庁企画調整局長 岡田 康彦君
通商産業省基礎産業局長 河野 博文君
資源エネルギー庁長官 稲川 泰弘君

○議長の報告

(選出通知)
一、去る二十六日、本院は、検察官適格審査委員会及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査委員会

横路 孝弘君
同 予備委員 玉置 一弥君(横路孝弘君の予備委員)

(指名通知)
一、去る二十六日、本院は、北海道開発審議会委員に衆議院議員北村直人君、同佐藤静雄君、同武部勤君、同佐々木秀典君及び同長内順一君を指名した旨内閣に通知した。

(報告書受領)
一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。
地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

地方分権推進法第八條第三項の規定に基づく第二次地方分権推進計画の報告

一、昨二十九日、内閣から次の報告書を受領した。
第四百二十三回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員会

辞任 新藤 義孝君 補欠 戸井田 徹君
西川太一郎君 佐々木洋平君
戸井田 徹君 新藤 義孝君
佐々木洋平君 西川太一郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日米防衛協力のための指針に関する特別委員

辞任 相沢 英之君 補欠 松本 純君
瓦 力君 山口 泰明君
山中 樺子君 西川 知雄君
木島日出夫君 志位 和夫君
伊藤 茂君 土井たか子君
松本 純君 栗原 裕康君
栗原 裕康君 相沢 英之君
山口 泰明君 瓦 力君
西川 知雄君 山中 樺子君
志位 和夫君 木島日出夫君
土井たか子君 伊藤 茂君

(議案提出)
一、去る二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

一、去る二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

職業安定法等の一部を改正する法律案

平成十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)

一、昨二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案

(議案送付)

一、去る二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際協力銀行法案

平成十一年三月三十日 衆議院会議録第二十号

(答弁書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中川智子君提出薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐藤謙一郎君提出食品表示に関する質問に対する答弁書

平成十一年二月十八日提出

質問 第九号

薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問主意書

提出者 中川 智子

薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問主意書

一九九八年十二月十四日提出の質問主意書に対し、送付された答弁書では質問事項に答えていない箇所が多く、不十分である。また委員会質問でもその答弁で「裁判中で公開できない」として情報公開を頑に拒む態度は、薬害を繰り返した厚生省の一貫した態度であり極めて不誠実であると考え

宮下厚生大臣は二月九日の所信表明のなかで、「国民の健康や安全を守ることは、厚生行政の原点であり・・・」と述べているが、厚生省は裁判

で法的責任論に対する主張をする前に、まず厚生行政の原点に戻って責任を全うすべきである。

事実は司法の場に限り、行政を監督する場でもある国会でも明らかにされるべきである。

従って、次の事項について質問する。

一 厚生省は一九七三年に、人の死体から作った

ヒト乾燥硬膜を「医療用具」として輸入販売の承認をしている。病死した人の死体から取って病原体などが付着している可能性のある乾燥硬膜を「医薬品」や「生物製剤」としてではなく、「医療用具」としたのはなぜか。また、当時「医療用具」に副作用情報等の報告義務があったか。

二 B・ブラウン社は、一九八七年四月の米国食品医薬品局(以下「FDA」という)の警告の直後、問題となったヒト乾燥硬膜「ライオデテラ」の滅菌方法を、安全性の高いアルカリ処理に変更している。しかし、厚生省は昨年一月の医薬安全局審査管理課長補佐へのテレビ番組のインタビューでも明らかのように、その事実さえ知らず、重要性の認識も全くない。そして危険な硬膜を放置している。ちなみに裁判の原告である谷さんは、一九八九年にアルカリ処理前の危険な硬膜の移植手術を受けている。厚生省は輸入販売業者からFDA警告やアルカリ処理の報告等を受けていたのか。

三 輸入販売業者に報告義務があるのに報告を怠っていたのであれば、厚生省は業者を厳しく追求すべきである。当時、報告義務がなかったのであれば、「医薬品」や「生物製剤」ではなく、「医療用具」とした当時の厚生省の判断に瑕疵があったと考えられるかどうか。

四 厚生省は、一九九六年七月十日にFDAへ緊急ファックスをしている。それによると一九八〇年代に硬膜移植手術を受けたクロイツフェルト・ヤコブ病患者がこれまでに九人みつっている。このことは、ヒト乾燥硬膜とクロイツフェルト・ヤコブ病発病とに関連があるということを示しているように見える。(中略)

この(全国疫学)調査の過程で、FDAが(厚生)措置をとったことを聞き及んだ。(中略)この問題で米国の状況についての情報はわれわれには決定的に重要であり、それによってわれわれが適切な決定を下せるようになることを確信している。もし、これに対する回答で、硬膜移植とクロイツフェルト・ヤコブ病との関係及び諸外国のといった警告等を確信することになる。

1 「米国の状況についての情報はわれわれには決定的に重要であり・・・」と認識したのはいつの時点か。また、どのような方法で聞き及んだのか。

2 一九九六年七月に、「決定的に重要であり、それによってわれわれが適切な決定を下せるようになる」と確信している」と緊急ファックスまでしておきながら、一九九七年三月二十七日のWHOの勧告まで緊急命令を出さなかったのはなぜか。

3 厚生省は、「全国疫学調査の段階でFDAが警告措置をとったことを聞き及んだ」とし、FDAへの緊急ファックスをする前に、警告等の情報を既に知っている。しかし、WHOの勧告まで緊急措置をとらなかったこと

を考えると、わざわざ緊急ファックスしたことが何のためか理解できない。何か他に意図があるようにも考えられるが、何のために緊急ファックスしたのか。

五 厚生省は、一九九七年九月二十二日大津地裁に提出した準備書面で、「世界で一例のみの報告がされた時点では、ヒト乾燥硬膜をクロイツフェルト・ヤコブ病との関係が予見可能であったとするは適当でなく」とし、責任を回避

議長報告

している。しかし、厚生省はCDCの初症例報告後、ただちに調査をしていない。そして九年後のFDAへの緊急ファックスで、硬膜移植とクローイツフェルト・ヤコブ病との関係等を一応確信したことになる。しかし、一九九六年時点というのは既に多数の症例報告がされている。例えば初症例後、一九八九年のニュージールランドの症例を始めとして、イタリア、イギリス、日本、スペインなどの症例が報告されていて、合計十六例の文献例がある。ちなみに国内では一九九一年の新潟医大の症例報告、一九九三年の滋賀医大の症例報告、一九九四年の虎の門病院の症例報告が既にされており、世界で一例のみではない。準備書面という「予見可能であった」とすることが適当でなく、というのほどの時点のことなのか答えよ。

六 一九七四年にコロンビア大学のデュフィらが「ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディスン」で、初めて角膜移植によるクローイツフェルト・ヤコブ病感染例を報告している。また、一九七六年の厚生省特定疾患スローウィルス感染と難病発症機序に関する研究班は、テーマの一つにクローイツフェルト・ヤコブ病をとりあげている。一九八五年には厚生省特定疾患「変異性ウィルス感染」調査研究班が、成長ホルモン投与によるクローイツフェルト・ヤコブ病発症を報告している。

一 クローイツフェルト・ヤコブ病に関する研究をいつから始め、どのような調査(例えばクローイツフェルト・ヤコブ病患者から動物への感染の実験から、硬膜材料からの感染報告等)かを全て答えよ。なお脳病理や脳外科関係者

に対する注意喚起等の記載も明らかにされた

二 厚生省は、クローイツフェルト・ヤコブ病に

三 調査報告書には外国の情報もかなりあるよ

四 日本の調査報告等は外国に送ったりしてい

五 厚生省は早くから研究費を投じ研究をし、

六 また、このような研究をしていてなぜ「予

七 一九九七年五月六日の厚生委員会議録の保健

が隠ぺい的であったというよりも、私どもとし

八 民事訴訟法第一六三条の「当事者照会」は、訴

九 この規定は、訴訟の係属中にある場合は、

一〇 原告の訴えが、被告がいたが、係属中に

原告が亡くなった場合、長引かせた責任は誰

が負うのか。

一 薬害訴訟の原告は、当時の担当者の当事者

二 この規定は、訴訟の係属中にある場合は、

三 厚生省がプライバシーを理由に、当事者照

四 訴訟の原告の中には、患者本人がいる。こ

の病気が発症すると、わずか一、二年で亡く

なると言われている。被告がいたが、係属中に

九 昨年十二月二十五日厚生省は、ヒト組織の収集・提供を行う非営利の機関として、ヒューマンサイエンス振興財団が担当することを発表している。また、二月五日の新聞各紙が、ヒト組織を商品化する会社設立と報じている。ヒト組織を使った薬害が解決も救済もされないまま、また、情報の開示がないままでは、国民の理解や信頼を得られるはずがないと考える。今やるべきことは、患者の救済と事実の解明であると考えるがどうか。

厚生省は本来国民の健康や安全を守る省であり、常に国民側にたち安全が確認されるまでは許可しない、使用しないという姿勢を保つべきである。しかし、残念ながら数々の薬害や公害の歴史を見ると、たとえ犠牲者が出て因果関係が証明されるまで、また、危険であると確認されるまで、許可し、使用し続けるという態度をとっているとしたか考えられない。これでは厚生行政への国民の信頼が得られるとは考えられない。

二月四日の予算委員会では厚生大臣は、「これは薬害と申しますか、硬膜の使用によるヤコブ病でございますので・・・」「悲惨な事件」と述べている。まさに薬害クロイツフェルト・ヤコブ病は悲惨な事件である。

すべての質問に速やかに答えられることを切望する。
右質問する。

内閣衆質一四五第九号

平成十一年三月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員中川智子君提出薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中川智子君提出薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

ヒト乾燥硬膜は、開頭手術等により硬膜等に欠損が生じた場合において、当該欠損部位の補てん等の整形の目的で直接身体に縫合する等の方法で用いられる物であり、骨接合板、骨接合用ねじ等の用品類と同様に身体の整形に直接使用される物であるので、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第四項に規定する医療用具のうち、薬事法施行令(昭和三十六年政令第百一十一号)別表第一医療用品の項第四号の整形用品に該当するものである。

また、B・ブラウン社製のヒト乾燥硬膜「ライオデューラ」(以下「ライオデューラ」という。)の薬事法第二十三条において準用する同法第十四条の規定に基づく輸入の承認が行われた昭和四十八年当時における承認の申請の際の添付資料については、「医療用具の取扱について」(昭和三十六年七月八日付け薬発第二〇八十一号厚生省業務局長通知)において、効能、効果の判定を要する医療用具の承認を申請するときは、その申請書に、権威ある機関における理論的効果についての研究業績及び大学病院又は権威ある総合病院の臨床成績を添付させること。この場合の臨床成績は、一適応症につき、二以上の病院において集められた一病院あたり少なくとも三

十例について、形式、内容とも学会で発表できないように作成されたものであること。と定められており、臨床試験において副作用に起因する症例の発生があった場合には、臨床成績に記述されることとされていたところである。

医療用具について、薬事法及びこれに基づく法令において、製造業者又は輸入販売業者に対し、副作用に起因する重篤な症例の発生に関する報告義務(以下「副作用に係る報告義務」という。)が課されたのは、昭和五十五年四月一日からであり、その使用によるものと疑われる感染症の発生に関する報告義務(以下「感染症に係る報告義務」という。)が課されたのは、平成九年四月一日からである。これらの時期は、医薬品についての副作用に係る報告義務及び感染症に係る報告義務が制度化された時期と同じである。

御指摘の昭和六十二年当時、厚生省はライオデューラの輸入販売業者から、米国食品医薬品局(以下「FDA」という。)が同年四月に発した安全警告(以下「FDA安全警告」という。)及び御指摘のアルカリ処理工程の導入について報告は受けていない。

四について

御指摘のファクシミリを用いた照会は、平成八年五月の厚生省特定疾患調査研究事業におけるクロイツフェルト・ヤコブ病等に関する緊急全国調査研究班の設置を契機として、当時の業務局関係職員がヒト乾燥硬膜の輸入販売業者やクロイツフェルト・ヤコブ病(以下「CJD」という。)を専門とする研究者等に対する関連事項の聴取り調査あるいは関連文献の入手を行う過

程において、FDA安全警告が寄せられている旨の情報を得たことから、当事者であるFDAから直接、迅速かつ正確な事実関係を確認し、併せて関連の追加的な情報の提供を依頼するために行ったものである。

厚生省においては、ヒト乾燥硬膜の安全性に關して、平成八年六月十九日に中央薬事審議会伝達性海綿状脳症対策特別部会(以下「特別部会」という。)において検討に着手し、同年八月一日に開催された特別部会においては、資料として提出されたFDA安全警告等も審議の対象とした上で、同日付けの特別部会意見において「ヒト乾燥硬膜の製造会社はドイツに二社あり、現在は、クロイツフェルト・ヤコブ病、B型肝炎、C型肝炎等に罹患している可能性のあるドナーを排除する基準及びクロイツフェルト・ヤコブ病の病原物質と考えられるタンパク質の一種であるプリオンを不活化する水酸化ナトリウム処理工程を導入して」あり、「データ、プロセス及び両社からの説明による限り、現在適用されている安全対策により、現在供給されているヒト乾燥硬膜は、臨床的には安全と考えられる」との評価を行うとともに、「今後安全性を高めるため、ドナー選択の強化等に努めること」、「今後とも必要な情報収集に努めること」及び「未処理の製品については既に医療機関には存在しないと両社から報告されているが、念のため両社から納入した医療機関に対し、改めてしかるべき情報提供を再度行わせること」が適当であると述べたところであり、厚生省においては、これを踏まえ、同年八月五日付けで各

都道府県に対して未処理製品の医療機関における存在の有無につき調査を依頼する等の必要の対応を行ってきたところである。

その後、平成九年三月二十七日に世界保健機関(WHO)が「ヒト乾燥硬膜の移植例から五十例以上のクローイツフェルト・ヤコブ病が発生していることにかんがみ、今後ヒト硬膜を使用しないこと」との勧告を行ったことを踏まえて、厚生省においては、直ちに同月二十八日付でヒト乾燥硬膜販売輸入業者に対し、薬事法第六十九条の二の規定に基づき、ヒト乾燥硬膜の販売等の一時停止、回収及び納入医療機関に対して直ちにヒト乾燥硬膜の使用を停止すべき旨の連絡を行うことを内容とする緊急命令を発したところである。

なお、当該措置については、同年四月二十一日に開催された特別部会は、「アルカリ処理を行った乾燥ヒト硬膜の使用例におけるクローイツフェルト・ヤコブ病(CJD)の発症例はこれまでに内外とも確認されておらず、また、ドナー選択基準の強化等も図られてきているところであるが、プリオンのような未知の病原体による汚染の可能性を将来にわたって完全に否定することは難しいこと、また、人工硬膜や自己筋膜の使用等ヒト硬膜に代替する方法が存在していることに鑑み、ヒト硬膜を使用しないようにするとの今後の対応については、適切なものであったと考える」と述べているところである。

五について
御指摘の準備書面において被告である国が論じているのは、当該準備書面に係る民事訴訟の原告である患者に対してヒト乾燥硬膜移植手術

が実施されたとする時点(平成元年一月二十三日)までにおける予見可能性についてである。六について

厚生省の特定疾患調査研究事業は、原因が不明であって治療方法が確立されていない疾病等のうち、厚生省が定める特定の疾患(いわゆる難病)について、その原因の解明、治療方法の確立等のための研究を促進することを目的として実施しているものである。昭和五十一年度から、同事業において「スローウイルス感染と難病発生機序に関する研究班(昭和五十四年度以降は「遅発性ウイルス感染調査研究班」と改称した。以下「遅発性ウイルス研究班」という。)を設置し、当時、亜急性硬化性全脳炎、進行性多巣性白質脳症、多発性硬化症等とともに遅発性ウイルス感染症と総称されていた疾病の一つとしてCJDも研究の対象としたところである。

御指摘のこの病気の重要性が何を指すかは不明であるが、遅発性ウイルス研究班においては、CJDを含む遅発性ウイルス感染症全般について、我が国における患者の実態の疫学的調査、ウイルス学、病理学、免疫学等からの病因及び病態の解明並びに治療法及び予防法の開発の三点を主な目標として研究が開始されたものである。遅発性ウイルス研究班の研究内容や研究方法は広範多岐にわたるものであるが、現在まで御指摘のヒト乾燥硬膜を使用した動物実験は行われていないと承知している。

御指摘の脳病理及び脳外科関係者に対する注意喚起としては、昭和五十三年度の遅発性ウイルス研究班の研究報告書において、「現時点ではウイルス病は治療よりも予防の方が重要かつ

確実である」とした上で、脳病理及び脳外科関係者が感染症の患者を診察する際の注意として「CJD病では患者脳組織に直接接触することによってのみ伝達が可能なので、脳病理、脳外科関係者に厳重注意を呼びかける」との記載が行われている。

国及び輸入販売業者に対し損害賠償を求める民事訴訟において、原告らは、昭和六十二年までの研究報告書の一部や海外文献により、CJDの第一症例報告が行われた昭和六十二年以前の国の予見可能性について主張しているが、国においては、原告らが指摘する文献はヒト乾燥硬膜とCJD発生の直接的な関連を示唆するものではなく、当該文献の存在をもって昭和六十二年までにヒト乾燥硬膜の移植によるCJD発症の危険性を予見することは到底できなかった旨の主張を行っているところである。

厚生省においては、遅発性ウイルス研究班において海外情報の入手がどのようにして行われたのか、研究報告書が海外関係機関に送付されているのか否かについては、承知していない。七について

お尋ねの国立予防衛生研究所における議論については、昭和六十二年当時同研究所においては米国疾病対策予防センター(CDC)の週報(以下「MMWR」という。)を入手し、これに掲載された記事のうち重要と認識されたものについて、同研究所が毎月発行している「病原微生物検出情報」に掲載することとしていたが、平成九年に厚生省において「病原微生物検出情報」の当時の編集関係者等に照会したところ、当時の編集責任者であった同研究所ウイルス中央検

査部長(当時)から、「昭和六十二年一月及び同年六月のMMWRのヒト乾燥硬膜移植後のCJD関連の記事については、当該記事を掲載するかどうか所内の編集会議で検討したが、当時、CJDは発症原因としてのプリオン説がまだ確立しておらず、ヒトへの感染機構、病因論自体が極めて不明瞭であり、当該記事にも病原体及び病原診断としての情報が含まれていなかったことから、掲載する必要性の高いものとの認識はなく、編集責任者の判断でしばらく状況をフォローしてみることにしたと思う。」との回答があったところである。

平成九年五月六日の衆議院厚生委員会における総務審議官答弁及び平成十年九月八日の同委員会における医薬安全局長答弁は、厚生省所管の試験研究機関と厚生省内部部局との連携等に関する過去の事態について問われたため、これについて、それぞれの時点から振り返ってみれば反省すべき点もあったとの認識を一般論として述べたものであり、本年二月四日の衆議院予算委員会における医薬安全局長答弁は、東京地方裁判所及び大津地方裁判所に提訴されている七件の損害賠償請求事件に関する被告である国の法的責任について問われたため、これについての被告としての考え方を述べたものである。

八について
御指摘の当事者照会は、平成十年五月一日付で原告の代理人から被告である国の指定代理人に対し、ライオデュラの輸入の承認及び一部変更の承認を行った当時並びにMMWRにおいてライオデュラに係るCJDの第一症例報告が

なされた当時の厚生省の担当部署並びに当該担当部署における局長以下の全役職者及び担当者の氏名、現在の住所、連絡先等十六項目にわたる広範なものである。これらの照会に対し、被告である国は、その指定代理人を通じ、本件訴訟の進行状況に照らして、訴訟における主張又は立証の準備のために必要な情報については裁判所を介することなく当事者間で直接入手できるようにするという当事者照会の趣旨を踏まえ、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第百六十三条の規定に基づき、同年七月十三日付けで回答を行ったところである。

当該回答においては、当時の局長等の役職者及び担当者のうち照会された当時既に退職していた者については氏名及び退職の事実を回答したが、退職後の住所等については、一般私人と同様の個人のプライバシーであり、民事訴訟法第百六十三条第六号に照らし、同法第百九十七条第一項第一号に規定する証言を拒むことができる場合に該当すると考えられることから、回答する必要がないと判断したものである。また、御指摘の当時の業務局長については、平成十年十一月六日付けで原告の代理人から被告である国の指定代理人に対し、現在環境衛生金融公庫理事長の職にある者と同一人物かという旨の再照会があったことから、同月二十日付けで両者は同一人物である旨の追加回答を行ったところである。したがって、このような国の対応により御指摘のように訴訟の適正かつ迅速な進行が妨げられているとは考えていない。

今後とも、国は、当事者として、信義に従い誠実に訴訟を進行するという民事訴訟法に定め

る原則に従い、適切な訴訟進行が図られるよう努めてまいりたい。

CJD患者に対しては、CJDを特定疾患治療研究事業の対象疾患に指定し、医療費について医療保険制度による自己負担額の全額を公費負担とするともに、訪問介護員を派遣する等の支援を行っているところであるが、ヒト乾燥硬膜の移植によってCJDを発症したと主張する患者等に係る国家賠償の問題は、民事訴訟における裁判所の判断を仰ぐべき問題と考えている。

また、御指摘の事実の解明については、民事訴訟において必要な事実が明らかにされるものと考えており、八について述べたとおり、国は、当事者として信義に従い誠実に対応してまいりたい。

なお、今後とも、人体の組織を用いた医療用具等について、薬事法に基づく製造の承認等の申請があった場合には、その特性に留意して有効性、安全性等についての適切な審査を行う必要があると考えている。

平成十一年二月二十六日提出
質問 第一四号

食品表示に関する質問主意書

提出者 佐藤謙一郎

食品表示に関する質問主意書

埼玉県所沢市におけるダイオキシン汚染騒動に象徴されるように、食品の安全性は消費者と生産者、いわば全国的な関心事である。食品の化学

物質汚染への不安を反映し、「無農薬」「有機栽培」等の農産物への関心も非常に高くなっている。消費者が安全な食品を購入する際の判断材料の第一は表示にあるが、表示はいかなる時にも公正を期さねば、その信用度を保つことは不可能であり、意味を失う。

有機食品については政府から「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」が出されようとしているが、「無農薬」「減農薬」等の、いわゆる特別栽培農産物はその対象外となり、新たな規制が行われるまでの間、今後も引き続き表示のあり方が問題になると思われる。

そこで、農林水産省が定める「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の特別栽培農産物に関する質問する。

岩手県では、県経済連が九八年から同ガイドラインよりも細かい独自の生産基準を定め、「いわて純情米限定栽培」のシールを交付していたが、民間団体の調査によって、農薬の使用基準は確認されていなかったことが分かった。このようなことが起きるのも、「減農薬栽培農産物」「減化学肥料栽培農産物」について統一した基準がないことが一因であると考ええる。政府のこの事例に対する見解を伺いたい。また同様にこのような不適切かつ虚偽の表示へどのように対応する所存か見解をお示しいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一四五第一四号

平成十一年三月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員佐藤謙一郎君提出食品表示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員佐藤謙一郎君提出食品表示に関する質問に対する答弁書

「いわて純情米限定栽培」の表示が付された精米のうち農林水産省の定めた「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成四年十月一日四食流第三千八百八十九号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。)による減農薬栽培米である旨の表示が付されたものについて、ガイドラインに基づき農薬の使用状況の確認が行われたかどうか等の事実関係をめぐり、関係者の間で見解が異なっていると承知している。

政府としては、「減農薬栽培農産物等の表示についてガイドラインの趣旨、内容の普及に努めるとともに、ガイドラインに沿った適正な表示が行われることとなるよう、都道府県とも連携して指導してまいりたいと考えている。

衆議院會議録第九号中止誤

ページ 段行 誤

八二五 注意喚起

六一九 以後

六一〇 まえで

正

注意喚起

後

まで

同 會議録第十号中止誤

ページ 段行 誤

三三末 地方特別交付金 地方特例交付金

正

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇五円